

〔平成21年12月25日  
兵警生環例規甲第32号〕

〔沿革〕 平成30年3月兵警生安企例規甲第27号改正

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく行政処分処理要領を下記のように定め、平成22年1月1日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号。以下「条例」という。）に基づく行政処分の処理要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 中止命令

- 1 警察官は、条例第4条第3項又は第5項の規定に違反する者（以下「違反者」という。）を認めた場合において、同条第4項又は第6項の規定による命令（以下「中止命令」という。）をしようとするときは、当該違反者が既に中止命令を受けているか否かを生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に照会するものとする。
- 2 生活安全企画課長は、前記1の規定による照会を受けたときは、直ちにその有無を調査し、その結果を当該警察官に回答するものとする。
- 3 警察官は、前記2の規定による回答を受けた結果、当該違反が中止命令に違反するものではないことが明らかとなったときは、違反内容を違反場所を管轄する警察署の長（以下「管轄警察署長」という。）に報告するものとする。
- 4 管轄警察署長は、前記3の規定による報告を受けたときは、生活安全部長が定める様式の番号交付簿により当該警察官に対して命令書番号を交付するとともに、直ちに当該違反内容を生活安全企画課長に通知するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、生活安全部長が定める様式の中止命令管理簿に所要の事項を記載しておかなければならない。
- 5 警察官は、前記4の規定により命令書番号の交付を受けたときは、生活安全部長が定める様式の命令書を作成して当該違反者に交付し、中止命令を行うものとする。この場合において、当該警察官は、当該違反者から命令を受けた旨の書面を徴した上、速やかに生活安全部長が定める様式の中止命令報告書に当該命令書の写し及び当該命令を受けた旨の書面を添えて、管轄警察署長に報告するものとする。

第3 指示

- 1 警察署長は、条例第11条の指示（以下「指示」という。）をする必要があると認めたときは、速やかにその旨を生活安全企画課長に報告した上、違反事実を証明するに足りる資料その他必要な書類を添えて、生活安全部長に上申するものとする。この場合において、当該警察署長は、当該処理状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 警察署長は、前記1の規定による上申をした場合において、当該事業者の事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）の所在地が兵庫県内の他の警察署の管轄区域内にあるときは、生活安全部長が定める様式の関係警察署通知書により当該他の警察署の長に通知するものとする。
- 3 生活安全企画課長は、生活安全部長が指示をすることを決定したときは、当該事業者の事務所等の所在地を管轄する警察署の長を経由して当該事業者に通知するものとする。この場合において、当該警察署長は、当該事業者から通知を受けた旨の書面を徴した上、当該書面を生活安全企画課長に送付するものとする。
- 4 生活安全企画課長は、当該上申に係る処理状況を生活安全部長が定める様式の行政処分管理簿により明らかにしておかなければならない。

#### 第4 事業の停止命令

第3の規定は、警察署長が、条例第12条の規定による命令をする必要があると認めたときについて準用する。この場合において、第3の1中「第11条の指示（以下「指示」という。）」とあるのは「第12条の規定による命令（以下「事業の停止命令」という。）」と、「生活安全部長に上申」とあるのは「本部長に上申」と、同第3の3中「生活安全部長が指示」とあるのは「公安委員会が事業の停止命令」と読み替えるものとする。

#### 第5 その他

この通達に定めるもののほか、条例に係る法令違反等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が定める。